大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　特定非営利活動法人ケアサポートアシスト
2. 代表者　理事　亀澤　繭衣
3. 所在地　藤井寺市津堂二丁目３番26号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　たんぽぽ
2. 所在地　　藤井寺市沢田二丁目8番35号井関マンション103号、105号
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　処分日年月日

　令和３年９月24日（金曜日）

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和３年10月22日から６か月間

５　処分の理由

不正請求（児童福祉法第21条５の24第１項第５号）

　　利用児童について、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した。